マイナンバー（個人番号）の取り扱い

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に則り、代理人での申請等に際しては、**「①代理権の確認」、「②番号の確認」、「③代理人の身元確認」が必要**となります。

以下のとおり、ご確認の上、お手続きをお願いします。

①代理権の確認

（１）法定代理人の場合（成年後見人等）

・戸籍謄本、その他その資格を証明する書類

※被保険者本人の介護保険被保険者証など官公署から本人に対して発行する書類にて代用可能

（２）任意代理人の場合（居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設等）

・委任状

※被保険者本人の介護保険被保険者証など官公署から本人に対して発行する書類にて代用可能

②番号の確認

申請書へのマイナンバー（個人番号）の記入は、原則、被保険者自身で行ってもらうようにご案内願います。

マイナンバー（個人番号）確認のため、申請書とともに、「マイナンバーカード（個人番号カード）」、「マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写し」、「住民票記載事項証明書」、「通知カード」いずれかの写しの添付をお願いします。マイナンバー（個人番号）の取り扱い上、被保険者自ら書類の準備（コピーのうえ代行事業者へ渡すこと）するよう、ご案内ください。

③代理人の身元確認

代理人の身元確認のため、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、氏名、生年月日又は住所が記載されているものを持参してください。（写しでも可）

例：マイナンバーカード（個人番号カード（通知カードは不可））、運転免許証、居宅介護支援専門員証など

これらによる確認が困難な場合には、代理人の公的医療保険の被保険者証、年金手帳など所定の書類２つ以上を持参してください。（写しでも可）

＜参考＞代理人として申請できない場合

（１）マイナンバー（個人番号）に関して、代理権の授与が困難な被保険者に係る申請を行う場合

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書にマイナンバー（個人番号）を記載せずに市町村に提出できます。

（２）代理権のない使者として申請する場合

本人の代わりに使者として申請書の提出をするに過ぎない場合は、個人番号が見えないよう、申請書を封筒に入れて提出する等の措置を講じて提出してください。

また、次の書類①、②それぞれの同封が必要です。

①番号確認のため、以下書類いずれかの写し

・マイナンバーカード（個人番号カード）

・個人番号が記載された住民票の写し

②本人の身元確認のため、以下書類いずれかの写し

・マイナンバーカード（個人番号カード）

・運転免許証

・官公署から発行・発給された、顔写真付きの証明で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの

※これらの用意が困難な場合は、官公署から発行・発給された書類の２点（介護保険被保険者証・負担割合証等）